「地先の安全度マップ」の更新について

平成26年3月31日公布「滋賀県流域治水の推進に関する条例」 第7条 知事は、想定浸水深の設定または変更のために必要な基礎調査と して、河川等に係る集水地域および氾濫原に関する地形、土地利 用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

第8条 知事は、前条第1項の調査結果を踏まえ、おおむね5年ごとに想 定浸水深を設定するものとする。



平成31年度を目途に、「地先の安全度マップ」を更新し公表する

第7条 河川等に…土地利用の状況 ⇒ 河川改修、宅地造成や道路盛土 の影響、宅地化の影響を最新の 情報に更新する

その他の事項 ⇒ 浸水想定区域図作成マニュアル の改訂による最新の知見を考慮

「地先の安全度マップ」の変更点1)

〇対象降雨

浸水想定区域図作成マニュアルでは、水防法改正により、浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨から、想定し得る最大規模の降雨に変更することとされた。

一方、地先の安全度マップの更新に際し、水防法改正に伴い対象降雨を 見直す議論もあったが、<mark>建築規制をおこなう確率規模</mark>について、これま で議論が尽くされ、200年確率規模を選定してきた経緯を尊重する形 とし、対象降雨は変更しないこととした。

「地先の安全度マップ」の変更点2

○基礎式および設定条件の主な変更点

①空隙率、透過率の考慮

これまで、建物の影響を建物占有率によって摩擦項において考慮され ていたが、新たに空隙率、透過率という形で移流項等でも考慮される こととなった。

空隙率=占有率(非構造格子内 建物物ポリゴン面積/非構造格子)

 $\gamma_v = 1 - (S1 + S2 + S3) / (DX \times DY)$

(3.7)

透過率=格子線分通過率(1-建物長 / 格子辺長)

 $\gamma_x = 1 - B_y / DY$, $\gamma_y = 1 - B_x / DX$

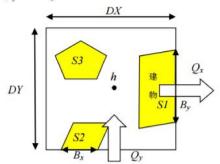
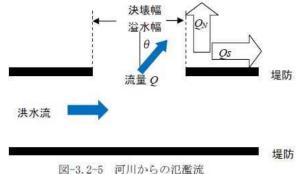


図-3.2-1 メッシュ内の建物と空隙率・透過率の設定

「地先の安全度マップ」の変更点③

- ○基礎式および設定条件の主な変更点
 - ②氾濫流の流下角度の考慮 これまで、氾濫流は河道に対して垂直方向であったが、流下角を考慮 することとなった。



「地先の安全度マップ」の変更点4

○基礎式および設定条件の主な変更点

③計算メッシュスケールの細密化

これまで、計算メッシュサイズは50m(旧マニュアルでは250m) としていたが、計算性能の向上により大きな情報が扱えるようになっ たため、計算メッシュスケールは25mを目安として設定する。

<浸水解析結果と氾濫模型実験による浸水範囲との比較(浸水深)>

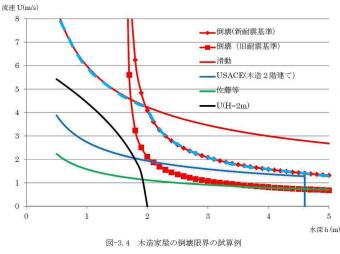


「地先の安全度マップ」の変更点⑤

○基礎式および設定条件の主な変更点

④流体力算定手法の変更

これまで、流体力は「佐藤等における住居不可能な家屋が出現する値」としてU²h=2.5を採用していたが、新マニュアルでは、倒壊、滑動に分けたあらたな手法が提案されており、その手法を採用する。



倒壊(新耐震基準):
$$U = \sqrt{\frac{5.83}{(h-1.650)}}$$
 1.65 < h 倒壊(旧耐震基準): $U = \sqrt{\frac{1.56}{(h-1.650)}}$ 1.65 < h 潜動(新・旧耐震基準): $U = \sqrt{\frac{35.76}{h}}$ 0 < h

なお、河岸浸食による家屋倒壊危 険ゾーンの設定は、直轄河川の事 例から地形的要素により算定され るものであり、中小河川への適用 について、引き続き検討すること とする。